

13 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について

長野県の状況

【内閣官房・内閣府・農林水産省・林野庁・国土交通省】

●長野県強靱化計画に基づき「防災・減災対策」を推進

- ・近年激甚化・頻発化する豪雨災害や切迫する大規模地震などに備えるため、**長野県強靱化計画**を策定し、防災・減災対策を推進
- ・令和2年12月には、「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」が閣議決定され、防災・減災、国土強靱化の取組について**加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年で重点的・集中的に対策を講ずるとされた**

取組

- 広大な県土を有し急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県は、**令和元年度より3年連続で甚大な被害が発生しており、防災対策に力を入れている**

令和元年10月長野市



千曲川堤防決壊

令和3年8月木曾町



木曾川護岸被災

令和3年8月岡谷市



令和3年8月13日からの大雨により土石流が発生したが、砂防堰堤が整備されており、下流への被害を未然に防止した

令和3年5月



治水ONE NAGANO宣言

- 現在は、**長野県強靱化計画**（平成30年3月策定）により、**ハード・ソフトを合わせた対策を推進中**
- このうち、ハード対策について**対策箇所の5年間の整備目標を公表**しつつ、計画的に対策を実施中
- あらゆる関係者が協働して取組む「**流域治水**」への転換を図るため、令和3年2月に「**長野県流域治水推進計画**」を策定し、計画的な取組を実施中

課題

- 国管理区間と県管理区間が混在（いわゆる「**中抜け区間**」）する千曲川や犀川、天竜川、木曾川では、河川管理者が複数存在し、各々の財政状況、整備の優先度等が異なることから、**水系一貫した計画に基づく河川整備**を行うためには様々な調整が必要

- 「**流域治水**」への転換を図るためには、**雨水貯留浸透施設等**への設置に係る継続的な**財政支援**が必要
- 令和3年8月の大雨では、**県内各地で内水排除**が必要となり、国交省から**排水ポンプ車の支援**を受けた
- 県内河川の多くが急流河川**であり、出水時の河床変動が著しいことから、**基準水位に達しなくても災害が発生する**ケースが多い
- 災害査定のための測量設計**の費用も地方自治体にとって大きな負担となるため、**財政支援**が必要
- 令和3年8月の大雨等により、県中部を中心に**土砂災害が頻発**。災害発生個所の**緊急的な対策**が必要

提案・要望

1 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進（国交省・農水省・林野庁・内閣官房・内閣府）

国土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、経済対策に適切に盛り込むとともに、通常予算とは別枠で予算を安定的・継続的に確保すること

地方自治体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」について、恒久化を図るなど確実な財源措置を講じること

今後もTEC-FORCEやMAFF-SATの派遣や国による権限代行などを通じて地方公共団体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局等の人員確保・体制強化を継続的に行うこと

2 国による河川の一元管理・流域治水の推進（国交省）

千曲川や犀川等の「中抜け区間」を早期に解消し、国による一元管理とすること。併せて、信濃川水系の課題に対しては、令和2年度に設立した国・県による信濃川水系連絡調整会議等での議論・検討を継続するとともに、技術・財政面での国による支援を講じること

信濃川水系緊急治水対策プロジェクトについて、直轄による千曲川本川の改修・遊水地・ダム再編事業の促進と、国・県が取り組むプロジェクトの推進に関する予算を確保すること。また、各水系の「流域治水プロジェクト」に位置付けた事業の整備促進を図るとともに、流域治水対策に係る総合的な交付金を創設すること

広域的な浸水被害に対応するため、排水ポンプ車等の増強等、資機材の充実を図ること。また、地方自治体の排水ポンプ車整備に係る支援を拡充すること

3 災害復旧事業における支援拡充（国交省）

公共土木施設災害復旧事業の採否にあたっては、出水時の河床変動などを勘案して適切に判断するとともに、災害査定時における測量・設計等に要する費用補助について、必要な財政支援を講じること

4 土砂災害の防止・軽減に向けた施設整備の推進（国交省）

砂防関係施設の整備や長寿命化による事前防災対策の計画的かつ強力な推進、ハザードマップ・地区防災計画の作成支援などのソフト対策、また、砂防堰堤で補足した土砂や流木の早期撤去による安全性の確保に関する財政支援を講じること

盛土を規制する全国統一的な基準を含めた法制度を整備すること。また、盛土の総点検の結果、崩落等の危険を有する盛土が確認された場合には、撤去や補強などの安全対策への財政支援を講じること